

監査公表第 14 号

平成 22 年 3 月 31 日

神戸市監査委員	近	谷	衛	一
同	佐	伯	育	三
同	橋	本	秀	一
同	松	本	しゅうじ	

監 査 公 表

平成 21 年 8 月 18 日付け監査公表第 5 号において公表した市立小中学校等における通勤用自動車の駐車に関する住民監査請求の勧告について、別紙のとおり教育長等から措置の通知がありましたので、地方自治法第 242 条第 9 項の規定に基づき公表します。



神教委整第 1317 号

平成 22 年 3 月 29 日

神戸市監査委員 近谷 衛一 様
同 佐伯 育三 様
同 橋本 秀一 様
同 松本しゅうじ様

神戸市教育委員会委員長 森脇 俊通



市立小中学校等における通勤用自動車の駐車に関する住民監査請求の
監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成 21 年 8 月 13 日付け神監 1 第 143 号-2 にて勧告のありました標記の件について、
地方自治法第 242 条第 9 項の規定により下記のとおり必要な措置を講じましたので、同項
の規定により通知いたします。

記

監査委員より勧告のあった市立学校教職員の通勤用自動車の校地内駐車に関して「教育
財産における職員の通勤用車両の駐車等に関する取扱要綱」を定め、勤務公署等の敷地内
に駐車を承認する場合の基準、手続き及び目的外使用を許可する場合の基準、手続き、並
びに使用料の徴収について規定の整備を行った。

1 教育財産における職員の通勤用車両の駐車等に関する取扱要綱(平成 22 年 3 月 29 日 教
育長決定)

2 要綱の施行日

平成 22 年 4 月 1 日

教育財産における職員の通勤用車両の駐車等に関する取扱要綱

(趣旨等)

第1条 職員が通勤の用に供している自動車及び原動機付自転車その他の原動機付の交通用具（以下「通勤用車両」という。）を教育財産たる勤務公署等（以下「勤務公署等」という。）の敷地内に駐車することの取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、行政財産の許可使用に関する使用料条例（昭和39年3月条例第80号）、神戸市公有財産規則（昭和44年10月規則第43号の2。以下「規則」という。）及び教育財産の管理に関する規則（昭和44年10月教委規則第13号）に基づき、この要綱に定めるところによる。

2 職員は、地球環境保全及び公共交通機関の利用促進に最大限配慮し、通勤用車両を通勤の用に供することを極力自粛するものとする。

3 職員は、通勤用車両を通勤の用に供する必要がある場合においても、必要最小限の使用にとどめるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 以下に掲げる教育委員会の職員をいう。

ア 神戸市職員定数条例（昭和24年9月条例第146号）第1条に規定する職員

イ 県費負担教職員

ウ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員

エ 地方公務員法第22条の規定に基づき雇用する臨時的任用職員

オ 非常勤職員（ウに掲げる職員を除く。）

カ 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31

年10月条例第25号) 第1条に規定する特別職の職員

- (2) 通勤 職員の通勤手当に関する規則(昭和34年3月人委規則第16号) 第2条(ただし、県費負担教職員は、通勤手当支給に関する運用基準(昭和48年6月教教委第170号))に定める通勤及びこれに準ずる行為をいう。

(教育財産の目的内使用)

第3条 勤務公署等の用途又は目的を達するために、管理・運営上の必要に基づき、職員の通勤用車両を勤務公署等の敷地内に駐車させる必要がある場合は、当該勤務公署等の管理者は、職員の申請に基づき、当該職員に対し、駐車を承認(以下「駐車承認」という。)するものとし、書面により駐車承認書を交付するものとする。

2 教育財産は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、前項の承認をすることができる。

- (1) 職員の通勤手当に関する規則(昭和34年3月人委規則第16号。以下「通勤規則」という。)第10条の2第1項に規定する人事委員会が承認する公署に所属する場合
- (2) 通勤規則第10条の2第3項に規定する身体障害等により、通勤用車両を用いなければ通勤が困難である場合
- (3) 公共交通機関が運行していない時間帯に出勤又は退勤を要する場合
- (4) 緊急の必要により出勤を要する場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公署の特性により、教育長が特に必要があると認める場合

3 第1項の承認に基づく通勤用車両の駐車については、無償とする。

(教育財産の目的外使用許可)

第4条 第3条に定める駐車承認を受けた職員以外の職員が、通勤用車両を勤務公署等の敷地内に駐車する場合の取扱いについては、法第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可(以下「許可」という。)によるものとし、職員の申請に基づき、許可の手続きを執り行わなければならない。

2 前項の目的外使用許可にあたっては、勤務公署等の用途又は目的を妨げない

限度で、かつ職員の勤務能率の向上等、勤務公署等の運営に資する場合でなければならない。

3 教育財産は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、前項の許可をすることができる。

(1) 子の保育の必要があるとき。

(2) 家族の介護の必要があるとき。

(3) 通勤用車両を使用することにより、時間的又はその他の理由により、合理的な通勤が可能となり、公務能率の向上に寄与すると認められるとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第5条 前条に規定する許可を受け、通勤用車両を駐車するため教育財産を使用する場合の使用料（以下「使用料」という。）は別表の区分による。ただし、規則第30条第1項各号のいずれかに該当する場合は、教育長は使用料を減額し、又は免除することができる。

2 使用を開始する日が月の初日でないとき、又は使用を終了する日が月の末日でないときにおける当該月の使用料は、使用日数に別表の日額使用料を乗じて得た額とする。ただし、別表の月額使用料を上限とする。

(使用料の納付)

第6条 使用料は、次の各号に掲げる使用料の区分に応じ、当該各号に定める方法で納付させるものとする。

(1) 月額使用料 給与等から控除する方法（給与等から控除等できない場合に限り納付書により納付する、又は口座振替する方法）

(2) 日額使用料 納付書により納付する、又は口座振替する方法

2 前項の規定にかかわらず、教育長において必要あるときは、別の定めをすることができる。

3 納付書により使用料を納付する場合においては、納期限を使用した日の属する月の翌月末日とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定めるものとする。

2 通勤用車両を駐車する場所が普通財産であるとき及び賃借地であるときは、貸付けの手続きを行うものとし、貸付料については、第5条及び第6条の規定を準用するものとする。

別表（第5条関係）

区分		月額使用料	日額使用料
1	自動車（自動二輪車を除く。）	3,500円	200円
2	自動二輪車・原動機付自転車その他の原動機付の交通用具	700円	50円
3	1及び2	3,500円	200円

備考

通勤のため通勤用車両を使用する旨の通勤届を提出している職員で、第4条の許可を受けようとする者は、許可の初日から当該年度の3月31日までの許可申請をするものとし、第5条第2項の場合を除き、別表の月額使用料を適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。